

(別記様式第5号)

論文審査の結果の要旨

報告番号	博(生)乙第46号	氏名	李 鎮昊
学位審査委員	主査 石松 隆和 副査 蒋 宇靜 副査 松田 浩 副査 連 清吉 副査 全 炳徳 副査 杉山 和一		     

論文審査の結果の要旨

李 鎮昊氏は、これまで日本と韓国における地形測量や地積測量の歴史的過程に関する研究に従事し、その成果を「日本帝国時代における朝鮮の領土測量に関する研究」として完成させ、参考論文として、学位論文の印刷公表論文3編（うち審査付き論文3編）、学位の基礎となる論文6編（うち審査付き論文3編）を付して、博士（工学）の学位の申請をした。長崎大学大学院生産科学研究科教授会は、2014年7月16日の定例教授会において論文内容等を検討し、本論文を受理して差し支えないものと認め、上記の審査委員を選定した。委員会では主査を中心に論文内容について慎重に審査し、公開論文発表会を実施するとともに、最終試験を行い、論文審査および最終試験の結果を2014年9月3日の生産科学研究科教授会に報告した。

本論文の第2章は日本帝国時代に朝鮮半島で実施された地形測量について、第3章および第4章は森林測量（地籍測量）について述べている。各章で分析された時代もやや異なり、第2章は朝鮮と大韓帝国期、第3章は同じ大韓帝国時代でも実権がない統監府期で、第4章は植民地時代である。各測量の期間は、陸地測量部の測量期間が最も長い12年、森林法による測量の期間は3年、林野調査の期間は10年となっている。

第2章では日本の陸地測量部が朝鮮半島で行った測量の足跡を記し、韓国の近代測量の足跡を日本が測量した経緯と対比しながら、韓国と日本が実施した近代測量への認識を史料に基づいて考察している。その結果から、今まで知られていなかった日本の陸地測量部の朝鮮半島での測量の内容や活動、およびそれに伴う韓国内部の反応などを明らかにした。また、近代測量において韓国における測量に対する認識は、日本に比べて非常に甘く、これが日本と比べて測量技術の遅れを招いた原因のひとつであることを示している。本研究により、朝鮮半島で活動していた日本の測量士たちが実施した測量内容を明らかにするとともに、彼らが直面していた困難な状況などを史料に基づいて説明している。

第3章では、大韓帝国が施行した森林法について、その施行期間中(1908年1月から1911年1月まで)の3年間にわたって発表された内容から読み取れる森林法施行についての問題点と、その過程で見られる測量と教育分野における新たな動きについて述べている。調査結果によれば、森林法は企画も対策も準備も不十分なまま制定された無謀な法律であったといえる。法律の施行面において、政府はこれを施行するための何の助成も用意していなかったため、民有林の所有者たちは自費で測量を実施しており、しかも、その結果得られた地籍図面は何の法的効力も持たず、1911年の朝鮮林野調査令によって原点に戻ってしまった。しかしながら、森林法が施行されたこの時期、大韓帝国において測量とそれに関する教育は大変革を迎えることになる。私立測量学校が各地で設立され、教科書が編纂され、測量機器も普及し、測量技術が一般に広く伝わることになった。また、測量の必要性についての認知度もかなり高まった。当時新しく設立された測量学校の卒業生は、その後の朝鮮における土地調査事業に多く起用され、測量と教育および測量技術者の養成という面においては、大きく貢献した。

第4章では、1914年から1925年までの間、朝鮮において施行された林野調査事業とその施行上の問題点を探り、それを分析している。その結果、以下のことを明らかにしている。①臨時土地調査局を廃止し、既存の組織を活用して林野調査を行ったため、試験事業が混乱し、事業の達成が不十分であった。②林野の所有者に森林法時の出願経費や林野調査時の協議費の徴収などの過重な負担を負わせることになった。③法規が整備されない状態で施行された後、内規を通して施行されるようになり、朝鮮林野調査令と同施行規則、同施行手続きの制定が遅延することになった。④森林調査の従事者は、峻嶺高山で惡戦苦闘した割に低賃金で雇用され、事業終了後の就職に対する対策も不十分であった。

以上のように本論文は、日本帝国時代における朝鮮半島の地形測量および地積測量の内容について、さまざまな歴史資料に基づいて詳細に分析しており、日本と韓国における測量の歴史的な関係性を明らかにした貴重な研究であると評価できる。

学位審査委員会は、本論文が測量・測地学の分野において極めて有益な成果であり、測量史の研究の進歩発展に貢献するところが大であると認め、博士（工学）の学位に値するものとして合格と判定した。